TCA Information

平成25年9月20日

基礎的電気通信役務支援機関

TCA 一般社団法人電気通信事業者協会 Telecommunications Carriers Association

ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)制度に係る

- ① 平成26年度の番号単価の算定
- ② 交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法についての総務大臣への認可申請

について

一般社団法人電気通信事業者協会(会長: 鵜浦 博夫)は、本日(平成25年9月20日)、 ユニバーサルサービス制度に係る平成26年度の番号単価について9月19日開催の支援 業務諮問委員会(委員長 齊藤忠夫 東京大学名誉教授)の答申を受け、下記1のとおり算定 したのでお知らせします。

併せて、同諮問委員会の答申を受け、電気通信事業法第109条第1項に基づき平成26年度における交付金の額及び交付方法についての認可申請を、また、同法第110条第2項に基づき負担金の額及び徴収方法についての認可申請をそれぞれ、本日、総務大臣に行いました。この認可申請の概要は、下記2及び3のとおりです。

記

1 番号単価について

平成26年1月以降の電話番号数に基づき負担する番号単価を次のとおり算定しました(算定の方法等は、別紙1のとおりです)。

1 電話番号当り 3 円/月 (NTT東日本・西日本の合算番号単価) (内訳)

NTT東日本に係る番号単価 : 1電話番号当り 1.79402425 円/月 NTT西日本に係る番号単価 : 1電話番号当り 1.20597575 円/月

この番号単価により、平成26年1月以降の電話番号数に基づき、電気通信事業法第109条第1項及び第110条第2項の規定によりユニバーサルサービス制度に係る交付金、負担金の額を算定し、交付、徴収の所要の手続きを行うものであります。

2 交付金の額及び交付方法の認可申請について

各適格電気通信事業者(NTT東日本・西日本)の交付金の額及び交付方法について、 以下の内容で認可申請を行いました(申請書の概要は別紙2のとおりです。)。

(1)交付金の額の算定(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第5条第1項

ア NTT東日本

○NTT東日本の交付金額 = NTT東日本の補てん対象額 — NTT東日本の算定自己負担額

イ NTT西日本

○NTT西日本の交付金額 = NTT西日本の補てん対象額 — NTT西日本の算定自己負担額

参考 NTT東日本・西日本の補てん対象額は、下表のとおりです。

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線(基本料) (算定規則第5条第1項第1号に係るもの)	2, 067, 192, 862 円	907, 793, 144 円	2, 974, 986, 006 円
加入電話に係る緊急通報 (算定規則第5条第1項第2号に係るもの)	21, 683, 189 円	22, 174, 168 円	43, 857, 357 円
第一種公衆電話に係るもの (算定規則第5条第1項第3号に係るもの)	2, 025, 287, 304 円	1, 835, 648, 171 円	3, 860, 935, 475 円
合 計	4, 114, 163, 355 円	2, 765, 615, 483 円	6, 879, 778, 838 円

(2) 交付方法

ア 交付手段

・交付金の交付は、銀行振込により行う。

イ 交付金額の通知

・平成26年4月から平成27年3月(いずれも予定)までの間、毎月、NTT 東日本・西日本に対して、交付金額を通知する。

ウ 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

エ 各月の交付金の計算方法

各接続電気通信事業者等から徴収した各月の負担金の額から、以下の計算方法に従い、NTT東日本・西日本ごとの各月の交付金の額を計算する。

- 〇平成26年4月から平成27年2月(いずれも予定)までの間、毎月、適格電 気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
 - = 各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業 者に係る負担金の額の合計額

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業務 に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額

〇認可申請書には、この他に平成27年3月(予定)に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金額の計算方法等についても記載している。

3 負担金の額及び徴収方法の認可申請について

負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法について、以下の内容で認可申請を行いました(申請書の概要は、別紙3のとおりです。)。

- (1) 負担金の額の算定(算定規則第27条第1項)
 - ア 各接続電気通信事業者等の負担金の額は、NTT東日本・西日本ごとに算定する。
 - イ 以下の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定する。
 - (ア) 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
 - (イ) 平成25年度において、当該電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号 を最終利用者に付与している事業者
- (2) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

平成18年総務省告示第429号に定める方法に従って算定するNTT東日本・西日本ごとの番号単価に、第27条第4項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者等の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じて得た額とする。

(上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入、また、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数を算定対象電気通信番号の総数で除した値は、小数点以下7位未満を四捨五入)。

(3) その他負担金の算定に係る申請事項

その他の負担事業者の負担額が電気通信事業法施行令第2条に定める限度割合(3%)を超えることとなる場合の取り扱い、及び適格電気通信事業者が同じ規定に該当となった場合の取り扱いについて申請書に記載している。

- (4) 負担金の徴収方法及び納付期限
 - ア 負担金の納付手段
 - ・ 負担金の納付は、銀行振込により行う。

×

イ 負担金額の通知

- ・負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき各接続電気通信 事業者等に対し、以下の事項を通知する。
 - ①各月の負担金の額
 - ②納付期限
 - ③納付する口座名義・口座番号
- ・負担金額の通知については、平成26年1月から12月(いずれも予定)まで の各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額を、それぞれ金額の確定する 平成26年4月(予定)以降毎月行うこととする。

ウ 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

エ 延滞金の納付

・納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

関連する内容につきまして、当協会の以下のホームページにも掲載しております。

http://www.tca.or.jp/universalservice/

ユニバーサルサービス制度における番号単価の算定について

平成25年9月19日 一般社団法人 電気通信事業者協会 支援業務室

1. 平成24年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表(基礎的電気通信役務収支表)について

- ・平成24年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲539億円、NTT西日本で▲483億円の赤字(東西計で▲1,022億円)となっている。
- ・なお、NTT東日本において、平成24年度決算において計上した災害特別損失80億円のうち、ユニバーサルサービス相当28億円を営業費用に含めた場合の営業損益は、▲566億円の赤字となっている。

NTT東日本

〇平成24年度ユニバーサルサービス収支表(単位:百万円)

▲27, 666

増減

		営業収益	営業費用	営業損益	災害特別損失の 影響考慮後の利益
加	入電話	277, 807	329, 329	▲ 51, 521	▲ 54, 292
	基本料	277, 807	328, 980	▲ 51, 172	▲ 53, 941
	緊急通報		349	▲349	▲351
第	一種公衆電話	728	3, 072	▲ 2, 344	▲ 2, 355
	市内通信	727	3, 064	▲2, 337	▲ 2, 348
	離島特例通信	1	6	▲ 5	▲ 5
	緊急通報		2	▲2	▲2
	合計	278, 536	332, 402	▲ 53, 866	▲ 56, 648
(💈		306, 202	365, 069	▲ 58, 866	▲ 62, 101

▲32, 667

NTT西日本

営業収益	営業費用	営業損益
284, 010	330, 604	▲ 46, 593
284, 010	330, 329	▲ 46, 318
	274	▲274
428	2, 147	▲ 1, 718
427	2, 139	▲ 1, 712
1	6	▲ 4
	1	▲ 1
284, 439	332, 751	▲ 48, 311
311, 859	360, 847	▲ 48, 987
▲ 27, 419	▲ 28, 095	+676

+5,000

+5.452

2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

・LRICモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

①加入電話・基本料

<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算※)

(参考)

加入電話回線数[※] (万回線)

2. 163

2, 272 4, 435

4, 432 +4

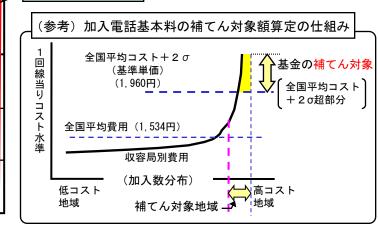
(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

	収益	原	原価(報酬を含む)				
	松 曲	管理部門	利用部門	計	赤字		
NTT東日本	2, 773	3, 070	908	3, 978	▲ 1, 205		
NTT西日本	2, 835	3, 242	942	4, 184	▲ 1, 349		
合 計	5, 609	6, 312	1, 850	8, 162	▲ 2, 554		
(参考)前年度	6, 156	6, 535	2, 006	8, 541	▲ 2, 385		
増 減	▲ 547	▲222	▲156	▲379	▲ 169		

(補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	①補てん対象地域 の実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	20, 603	21, 182	2, 646	2, 067	90. 1 <2. 0%>
NTT西日本	26, 793	29, 933	4, 047	908	127. 3 <2. 9%>
合 計	47, 396	51, 114	6, 694	2, 975	217. 3 <4. 9%>

高コストから順に 4.9%を抽出



補てん対象額

②加入電話 · 緊急通報

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9% (東西計) の加入者回線数に対応した原価

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益 原価(報酬を含む)				赤字	(参考) 加入電話回線数
	, <u>v</u>	管理部門	利用部門	計	91. 1	(万回線)
NTT東日本		387	2	388	▲388	1, 288
NTT西日本		215	1	216	▲216	1, 336
合 計	_	602	3	604	▲604	2, 624
(参考) 前年度		580	2	583	▲ 583	2, 887
増 減	<u> </u>	+21	+0	+22	▲ 22	▲ 263

(補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕)

	補てん対象地域 に相当する原価	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	22	26. 4 <1. 0%>
NTT西日本	22	102. 2 <3. 9%>
合 計	44	128. 6 <4. 9%>
(参考)前年度	40	141. 5
	+4	▲ 12.9

補てん対象額

③第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法> 「原価-収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

原価 (報酬を含む) 原価 (報酬を含む) 原価 (収益 (=赤字額) (参考) 第一種公衆電話台数 (台) N T T 東日本 727 2,639 109 2,747 2,021 57,983 N T T 西日本 427 2,216 41 2,257 1,830 50,672 合 計 1,154 4,855 150 5,005 3,851 108,655 (参考) 前年度							
管理部門 利用部門 計 (三亦字額) 台数(台) NTT東日本 727 2,639 109 2,747 2,021 57,983 NTT西日本 427 2,216 41 2,257 1,830 50,672 合計 1,154 4,855 150 5,005 3,851 108,655 (参考)前年度 1,336 5,003 142 5,145 3,810		ılız X	原価(報酬を含む)			原価-収益	
NTT西日本 427 2,216 41 2,257 1,830 50,672 合計 1,154 4,855 150 5,005 3,851 108,655 (参考)前年度 1,336 5,003 142 5,145 3,810		以 無	管理部門	利用部門	計	(=赤字額)	
合計 1,154 4,855 150 5,005 3,851 108,655 (参考) 前年度 1,336 5,003 142 5,145 3,810	NTT東日本	727	2, 639	109	2, 747	2, 021	57, 983
(参考) 前年度 1,336 5,003 142 5,145 3,810	NTT西日本	427	2, 216	41	2, 257	1, 830	50, 672
``~-``-```-```-\	合 計	1, 154	4, 855	150	5, 005	3, 851	108, 655
増 減 ▲182 ▲148 +8 ▲140 +41	(参考) 前年度	1, 336	5, 003	142	5, 145	3, 810	
	増 減	▲182	▲148	+8	▲140	+41	

補てん対象額

④第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法> 「原価-収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原	原価(報酬を含む)				
	以位	管理部門	利用部門	計	(=赤字額)		
NTT東日本	2	4	0	5	3		
NTT西日本	1	6	0	6	5		
合 計	3	11	0	11	8		
(参考)前年度	3	10	0	11	8		
	+0	+0	+0	+0	+0		

補てん対象額

4

(参考)

第一種公衆電話 台数(台)

> 11, 631 2, 632 14, 263

⑤第一種公衆電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法> 「原価-収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原	原価(報酬を含む)			(参考) 第一種公衆電話
	以無	管理部門	利用部門	計	原価一収益 (=赤字額)	台数(台)
NTT東日本		2	0	2	2	57, 983
NTT西日本		1	0	1	1	50, 672
合 計		2	0	2	2	108, 655
(参考) 前年度	_	2	0	2	2	
	<u> </u>	+0	+0	+0	+0	
		<u> </u>	_			ı

補てん対象額

3. 補てん対象額と番号単価

・補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月~12月の予測番号総数で 除すことにより、各事業者が負担する(合算)番号単価を算定。

〇補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合 計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	П П
NTT東日本	2,067百万円	22百万円	2,021百万円	3百万円	2百万円	4, 114百万円
NTT西日本	908百万円	22百万円	1,830百万円	5百万円	1百万円	2, 766百万円
東西計	2, 975百万円	44百万円	3,851百万円	8百万円	2百万円	6,880百万円
(参考) 前年度	3, 503百万円	40百万円	3,810百万円	8百万円	2百万円	7,363百万円
増減	▲528百万円	十4百万円	十41百万円	十0百万円	十0百万円	▲483百万円

〇支援業務費 (H 2 5 予算額: 予算額 62gpm - 前期繰越額 8gpm)

54百万円

(H24予算額:68百万円)

〇予測前年度過不足額

十150百万円

〇番号単価

番号単価

補てん対象額(6,880百万円)+支援業務費(54百万円)ー予測前年度過不足額(+150百万円) (合算)

=2.535035622円/月·番号

平成26年1月~12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計(2.676百万番号)



(合算) 番号単価

3円/番号・月

うち、東日本分: 1.794024249円

西日本分: 1.20597575+円。

3円/番号・月

N T T東日本分: 1.75821151円 N T T 西日本分: 1.24178849円

- - ・東西別の番号単価は、合算単価を東西の 補てん対象額の割合で案分

交付金の額及び交付方法認可申請書

別紙2

TCA支—129 平成25年9月20日

総務大臣

新藤 義孝 殿

郵 便 番 号 105-0003

とうきょうとみなとくにししんばしいっちょうめ

住 所 東京都港区西新橋一丁目 1 - 3

東京桜田ビル4F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう うのうら ひろお

会長 鵜浦 博夫

電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、 次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pet \cdot Et \right] - \left\{ Ce + S \cdot Ce \right. / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\left. \sum_{i=1}^{Ft} \left[Pet \cdot Nit \right] \right. \right) - \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pet \cdot Et \right] - \sum_{i=1}^{Ft'} \left[Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn' \right] - \left(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn' \right) \right\} \cdot En / Mn - \left(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn' \right)$$

では、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=6,879,778,838円]

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,114,163,355円〕

Sは、支援業務費の額〔=54,080,459円〕

nは、最終算定月[=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

tは、各月(平成26年1月予定~最終算定月)

Et は、t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月(最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、t 月の負担事業者数

Nit は、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1\sim Ft$ までの整数値をとる)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成26年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成26年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.79402425円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。] t' は、前年度の各月 (平成25年1月~前年度の最終算定月)

Et'は、t'月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En'は、n'月(前年度の最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet'は、t'月の番号単価〔平成25年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.75969018 円/月・番号、平成25年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.75821151 円/月・番号〕

Pen'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=7,363,227,156 円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=4,318,999,498 円] S' は、前年度の支援業務費の額 [=68,476,536 円]

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= Cw - \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pwt \cdot Wt \right] - \left\{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} \left[Pwt \cdot Nit \right] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pwt \cdot Wt \right] - \sum_{t=1}^{Ft'} \left[Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn' \right] - \left(Pwn' \cdot Vn' - Zw \cdot Vn' / Mn' \right) \right\} \cdot Vn / Mn - \left(Pwn' \cdot Vn' - Zw \cdot Vn' / Mn' \right)$$

Cwは、西日本電信電話株式会社の補てん対象額[=2,765,615,483円]

Sは、支援業務費の額[=54,080,459円]

nは、最終算定月[=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

tは、各月(平成26年1月予定~最終算定月)

Wt は、t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wnは、n月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、t 月の負担事業者数

Nit は、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1\sim Ft$ までの整数値をとる)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt は、t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成26年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成26年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20597575円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。] t' は、前年度の各月(平成25年1月~前年度の最終算定月)

Wt'は、t'月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Wn'は、n'月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt'は、t'月の番号単価〔平成25年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.24030982 円/月・番号、平成25年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.24178849 円/月・番号〕

Pwn'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zwは、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t=1}^{n'-1} (\sum_{t=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=7,363,227,156円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=3,044,227,658 円〕 S' は、前年度の支援業務費の額〔=68,476,536 円〕

- ※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「算定規則」という。)第5条第2項の規定による(整数未満の端数は、四捨五入)。
- ※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定(平成25年12月) から変更となる場合、tにおいて「平成26年1月予定」とあるところを変更となる月数分変 更する。

2 交付方法

(1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。 交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、 算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

- ①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法
- = 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信 事業者に係る負担金の額の合計額

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

× 当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業務に係る費用の額 を補てん対象額の割合で案分した額

②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

= (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)

当該適格電気通信事業者の補てん対象額

×

当該適格電気通信事業者の補てん対象額+支援機関の支援業務に係る費用の額 を補てん対象額の割合で案分した額

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合(3%)を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」-「算定規則第5条第2項の規定により算定した額(整数未満の端数は、四捨五入)」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化(予め特定された者による認証操作を要するものとする)
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

負担金の額及び徴収方法認可申請書

TCA支—130 平成25年9月20日

総務大臣

新藤 義孝 殿

郵 便 番 号 105-0003

とうきょうとみなとくにししんばしいっちょうめ

住 所 東京都港区西新橋一丁目1-3

東京桜田ビル4F

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう うのうら ひろお

会長 鵜浦 博夫

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、 次のとおり申請します。

- 1 負担金の額(適格電気通信事業者ごとに算定) 以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定
 - ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
 - ② 平成24年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号(基 礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下、「算定規則」という。) 別表第11に掲げるものに限る。)を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$=\sum_{t=1}^{n-1}[Pet\cdot Nt] + \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft}[Pet\cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'}[Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot Nn / Mn + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'$$

Ce は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,114,163,355円〕

Sは、支援業務費の額[=54,080,459円]

nは、最終算定月〔=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

t は、各月(平成26年1月予定~最終算定月)

Et は、t 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ft は、t 月の負担事業者数

Nit は、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (i は、 $1\sim Ft$ までの整数値をとる)

Nt は、t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Nt は、 N_1 t, N_2 t, …, N_{Ft} t のうちの対応する値)

Nn は、n 月(最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn は、 N_1 n, N_2 n, …, N_{rt} n のうちの対応する値)

Mn は、n 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet は、t 月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成26年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)[平成26年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.79402425円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。] t' は、前年度の各月 (平成25年1月~前年度の最終算定月)

Et'は、t'月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

En'は、n'月(前年度の最終算定月)の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数Ft'は、t'月の負担事業者数

Nit'は、t'月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nn'は、n'月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn'は、 N_1 n', N_2 n', …, N_{E} n' のうちの対応する値)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pet'は、t'月の番号単価〔平成25年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.75969018円/月・番号、平成25年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.75821151円/月・番号〕

Pen'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

C'は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額[=7,363,227,156円]

Ce' は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=4,318,999,498 円〕 S' は、前年度の支援業務費の額〔=68,476,536 円〕

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pwt \cdot Nt \right] + \left\{ Cw + S \cdot Cw / C - \sum_{t=1}^{n-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft} \left[Pwt \cdot Nit \right] \right) - \sum_{t=1}^{n-1} \left[Pwt \cdot Wt \right] - \sum_{i=1}^{Ft'} \left[Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn' \right] - \left(Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn' \right) \right\} \cdot Nn / Mn + Pwn' \cdot Nn' - Zw \cdot Nn' / Mn'$$

Cwは、西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=2,765,615,483円〕

Sは、支援業務費の額〔=54,080,459円〕

nは、最終算定月(=平成26年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

tは、各月(平成26年1月予定~最終算定月)

Wt は、t 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft$ までの整数値をとる)

Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(*Nt* は、N₁t, N₂t, …, N_{F+}t のうちの対応する値をとる)

Nn は、n 月(最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn は、 N_1 n、 N_2 n、 N_3 n、 N_4 n、 N_5 n のうちの対応する値)

Mnは、n月(最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwtは、t月の番号単価(番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま

た、原則として平成26年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成26年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.20597575円/月・番号]

n' は、前年度の最終算定月 [=平成25年12月予定。以下、この計算式において同じ。] t' は、前年度の各月 (平成25年1月~前年度の最終算定月)

Wt'は、t'月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

 Wn' は、 n' 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数 Ft' は、 t' 月の負担事業者数

Nit'は、t'月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nin'は、n'月(前年度の最終算定月)における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数(iは、 $1\sim Ft'$ までの整数値をとる)

Nn'は、n'月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 (Nn'は、 N_1 n', N_2 n', …, N_E n' のうちの対応する値)

Mn'は、n'月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

Pwt'は、t'月の番号単価〔平成25年1月~6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.24030982円/月・番号、平成25年7月~12月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.24178849円/月・番号〕

Pwn'は、n'月(前年度の最終算定月)の番号単価

Zwは、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et']]$$

C' は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=7,363,227,156 円]

Cw' は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=3,044,227,658 円〕 S' は、前年度の支援業務費の額〔=68,476,536 円〕

- ※ 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)の負担金の総額(適格電 気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)の当該接続電気通信事業者等の算定対象 収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の 額に限度割合(3%)を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。
- ※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担 額の合計額(以下「負担金等の額」という。)の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に

占める割合が限度割合(3%)を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定(平成25年12月) から変更となる場合、tにおいて「平成26年1月予定」とあるところを変更となる月数分変 更する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- (1) 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第 2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算 定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の25日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数 について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化(予め特定された者による認証操作を要するものとする)
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。